

建産連 発 第176号  
2021年 1月 8日

関 係 各 位

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会  
(埼玉建産連研修センター)  
(公印省略)

#### 緊急事態宣言発令に伴う埼玉建産連研修センターの営業について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より、当研修センターにつきまして、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1月7日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、埼玉県から緊急事態措置等が発表されました。

つきましては、当センターは営業いたしますが、ご利用に際し下記の通り一部制限をさせていただきます。何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。その他ご不明な点につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。

#### 記

##### 1. 制限内容

- ・延長でのご利用時間を最長20時までとします。(20時以降ご利用はできません。)
- ・新規でご予約される場合、ご利用人数を最大収容人数の50%以内として下さい。
- ・ロビーでの飲食は禁止いたします。

##### 2. 期間

- ・2021年1月12日 ～ 緊急事態宣言解除まで

##### 3. その他

- ・当センターホームページに掲載しております、『ご利用者様への新型コロナウイルス感染対策のお願い』をご確認ください。
- ・キャンセルに伴う返金につきましては、貸出規約に基づき対応致します。
- ・埼玉県からの要請に変更があった場合、制限内容が変更となる可能性があります。

以上

○お問い合わせ

埼玉建産連研修センター

TEL 048-861-4311